



独立行政法人
土木研究所 寒地土木研究所
北海道札幌市豊平区平岸 1 条 3 丁目 1-34
TEL：011-590-4044
E-mail：scenic@ceri.go.jp

景観配慮に関するマニュアル等における 記述内容の分析と良好な歩行空間整備に向けた 課題について

笠間 聡 / 高田 尚人 / 松田 泰明

1-1. 背景：景観検討の実施上の課題

- ・「美しい国づくり政策大綱」、「国土交通省所管公共事業における景観検討の基本方針(案)」などにより、公共事業における景観検討、景観配慮の実施は欠くべからざるものと位置づけられるようになりました。
- ・また、地域活性化、地域の魅力向上が自治体や住民の関心事となる中、景観整備の実施に期待する声も高まっています。
- ・特に、街路や広場等の歩行空間は、沿道の街並みや風景とあわせ、地域の魅力に大きな影響を及ぼします。



▲本研究で対象とする「歩行空間」のイメージ(一例)
ニセコ綺羅街道(道道66号/ニセコ町)

- 一方で、公共事業において設計・計画を担当する技術者や、発注を担当する自治体担当者は、適切な景観検討や景観配慮を実施するのに必要な技術や知識を十分に身につけているだろうか？
- あるいは、そうした技術や知識を持った技術者を登用できているだろうか？
- 特に小規模の事業の場合などは、そのような懸念が強まる。

公共事業の規模と、景観検討を担当する技術者の関係の一例

事業の規模

I. 総合的・複合的な事業

例：ダム事業
(堤体、付替え道路、広場・園地、管理事務所、・・・)
バイパス事業・高規格幹線道路事業
(トンネル、橋梁、カルバート、休憩施設、・・・)

II. 単体の土木施設 / 構造物

例：橋梁、街路、公園、河川改修、...

III. 土木施設 / 構造物を構成する一要素

例：舗装の改修・修繕、
道路安全施設の設置・増設、
照明柱の改修、...

景観検討を担当する技術者

学識経験者
(検討委員会、景観アドバイザー)

設計コンサルタント
(景観に関するノウハウを有する)

設計コンサルタント(土木一般)

資材・設備メーカー

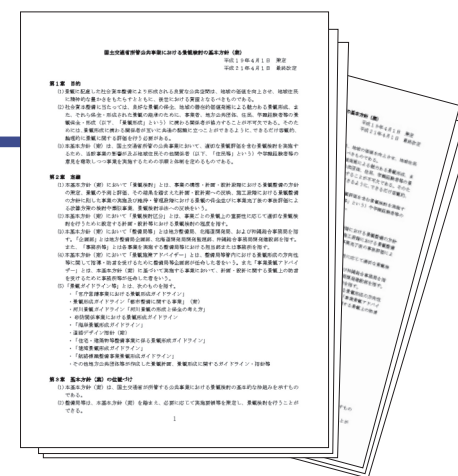
行政担当者

規模の小さな(例:単工種の)事業の場合など、
景観に関して十分な技術や知識をもった技術者が不在のまま整備がすすむケースもある

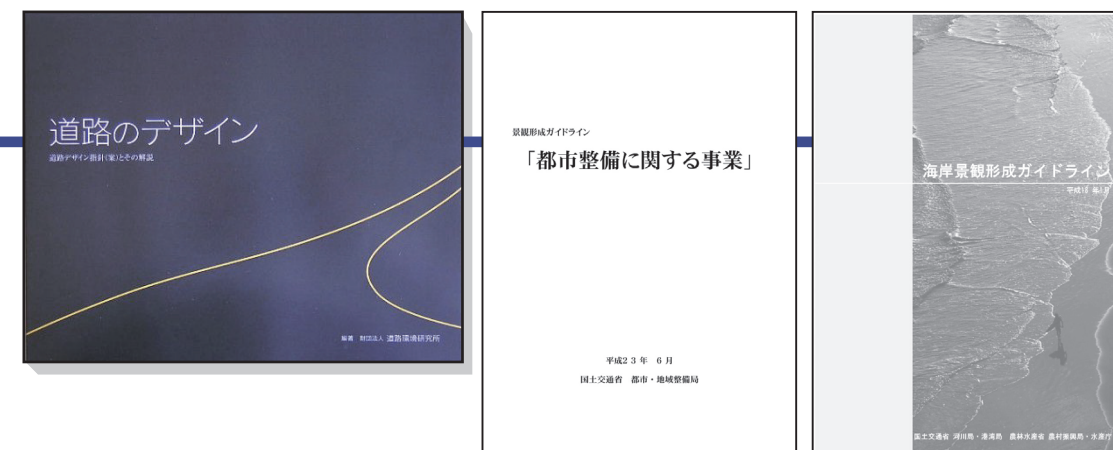
1-2. 背景：景観検討の際に参考となる既存のマニュアル類

- ・景観の黎明期(1980～90年台前半)には、土木施設ごとの景観設計手法を取りまとめた書籍が相次いで出版されました。(街路の景観設計、水辺の景観設計、港の景観設計 他)
- ・美しい国づくり政策大綱(2003年)以降には、「国土交通省の事業担当各職員が活用すべきもの」として事業分野ごとの景観形成ガイドラインが策定され、誰もが参照できるものとして公表されています。
- ・このほか、土木学会の研究委員会や、財団等が発刊したテーマごとの設計マニュアル等があります。

①国土交通省 景観検討の基本方針(案)



②国土交通省 景観形成ガイドライン



③国土交通省 景観規範事例集



歩行空間の例

④街路の景観設計、水辺の景観設計、 道路景観整備マニュアル(案) 他



⑤街路における景観舗装、景観に配慮した 防護柵の整備ガイドライン 他



- これらの設計マニュアル等によって、どのような設計のための技術が提供されているのだろうか？
- それらは、「景観検討を担当する技術者」に求められている技術情報に適合しているのだろうか？

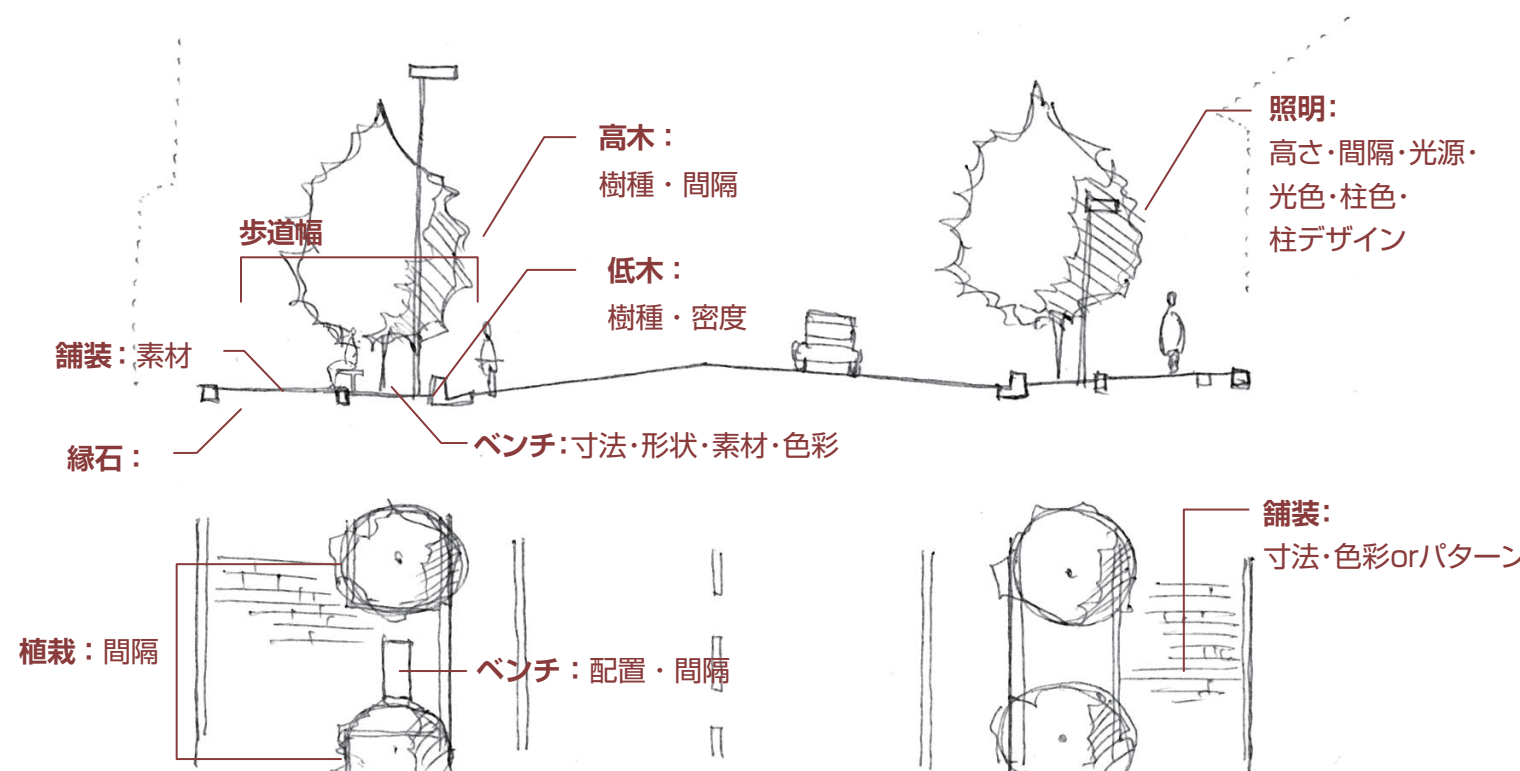
2. 調査の目的と位置付け

●目 的

- ・歩行空間に関連するものを対象に、既存のマニュアル類における記述内容に関する調査と、課題の抽出を行う。
- ・良好な歩行空間整備に向けた、(普及型の)設計技術の開発、提案の方向性を明らかにする。

●調 査

- ・このため、道路の歩道を構成する要素ごと、設計・計画の際の検討項目ごとに、各設計マニュアル類における記述内容を抽出、分類整理する調査を行った。



道路の歩道を構成する主要素と、計画/設計の際の主な検討項目(例)

3. 調査結果：既存の設計マニュアル等における記述内容の抽出と分類整理

凡例：○ 景観検討上の参考となる記述のあるもの
△ 道路の交通機能など、景観以外の観点からの記述しかないもの

記述内容の分類																	
分類	適用	歩道幅員				歩道舗装				植栽				休憩施設			
a. 基準・推奨値	具体的数値や仕様を示した上で、 準拠を求めるあるいは強く推奨するもの																
b. 方針・配慮事項	「～に配慮が望ましい」などにより、 設計/検討にあたっての方針や方向性を示すもの																
c. 方法・判断指標	判断指標、根拠等の提示により、 具体の検討手順、フロー、チャート等を示すもの																
d. 例示・参考値	具体の設計/検討にあたり参考にできる、 検討例や参考値の記述があるもの																
		a	b	c	d	a	b	c	d	a	b	c	d	a	b	c	d
景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」(案) 国土交通省 都市・地域整備局			○				○				○				○		
新しい道路設計便覧(案) (財)道路空間高度化機構				○		△					○				○		
街路における景観舗装：舗装工学ライブラリー-5 土木学会 舗装工学委員会 舗装環境小委員会							○	○									
道路のデザイン 道路デザイン指針(案)とその解説 財団法人 道路環境研究所							○				○				○		
景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン 景観に配慮した防護柵推進検討委員会																○	○
道路構造令の解説と運用 (社)日本道路協会		△			○					△	△		○		○		
道路の移動等円滑化整備ガイドライン (財)国土技術研究センター		△												○		△	
公共空間のデザイン シビックデザインの試み 建設省中部地方建設局シビックデザイン検討委員会																	
駅前広場計画指針 日本交通計画協会														○			
道路景観整備マニュアル(案) 道路環境研究所・道路景観研究会					○		○		○		○	○		○		○	
街路の景観設計 土木学会					○		○	○	○		○			○		○	
パタンランゲージ クリストファー・アレグザンダー(訳：平田 翰那)				○													

4. 良好な歩行空間整備の充実に向けた課題の整理

現状分析のまとめ

→

・近年の設計マニュアル等では、記述が「方針・配慮事項」レベルのものにとどまる。

・規模の小さな(例：単工種の)事業の場合など、景観に関して十分な技術や知識をもった技術者が不在のまま整備がすすむケースもある

① 担当技術者の技術力向上

・景観に関する基礎教育(大学等)の充実
・研修会等の充実 など

② 適切な景観検討を実施できる技術者が末端の事業まで関与できる仕組みづくり

・都道府県等から市町村に派遣される景観アドバイザー など

③ 設計マニュアル等の充実

・具体的な仕様に言及するもの
・目的や環境にあわせた具体の設計を支援するもの

歩行空間の景観に大きな影響を与える、舗装の素材やパターン、道路付属物の色彩等の具体的な仕様を、不慣れた技術者が適切に決定できるレベルではない。

※ これらの仕様はコストへの影響がない場合が多く、仕様を確定せずに工事発注が可能なため、適切性のチェックが甘くなりやすい。あるいは、コストへの影響がないものについては、行政内部での興味も薄れがち。

※ 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」の記述はこれに対応できる。さらには、標準仕様を規定することで、資材等の調達費用の低減も期待できる。

● 「b. 方針・配慮事項」に分類される記述により構成される設計技術資料が多くを占めている。

➢ 「c. 方法・判断指標」や「d. 例示・参考値」に分類される記述が不足しており、特に近年のものに顕著。

➢ 「景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン」は、色彩選定の原則などの具体の記述を含む近年数少ない例。

例 景観形成ガイドライン「都市整備に関する事業」

「都市整備に関する事業」

「道路構造令の解説と運用」「道路のデザイン - 道路デザイン指針(案)とその解説」の参考文献一覧などから選定

「道路構造物や舗装等の構成要素についても沿道と調和したシンプルなデザインとすることを心がける」

「歩道の舗装材は、それ自体が目立つのではなく、沿道景観と植栽や歩行者が映える色調のものとし、控えめなデザインとすることが望ましい。安易に模様貼りなどを行わない」

などの「b. 方針・配慮事項」に分類される記述が主体で、しかし、「シンプルなデザイン」「控えめなデザイン」の具体的な姿については記述がない。

例 景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン

景観に配慮した防護柵の整備ガイドライン

景観に配慮した防護柵推進検討委員会

●防護柵の景観上の課題

・①周辺景観の中で目立っている

・②外部への眺望が阻害されている

・③形状、色彩の異なる防護柵が隣接して設置されており、煩雑な印象となっている ……

●防護柵の色彩の基本的な考え方

・塗装面が比較的小さい防護柵の場合は、周辺景観の中で必要以上に目立たない塗装色を選定することが原則であるので、明度、彩度が低く目立ちにくいダークブラウン(標準マンセル値 10YR2/1程度)を選定することを基本とする。

・ただし、都市部等において周辺景観との融和を図る観点から、ダークブラウンが重たい印象となる箇所においては、グレーベージュ(標準マンセル値 10YR6/1程度)を候補色に加え、適切な色彩を選定する。

など、「b. 方針・配慮事項」「c. 方法・判断指標」に分類される記述と、「a. 基準・推奨値」が示されている。

● 社会の要請にあわせ設計マニュアル等の拡充が図られてきた。

➢ 景観設計の教科書づくりが進められ、土木施設ごと、要素ごとの設計技術の確立が図られた1980年代。

➢ 個別の要素の設計技術を離れ、設計方法論や空間としての設計論、目的別の設計論が展開された1990年代。

➢ 美しい国づくり政策大綱以降の、景観設計/検討機会の拡充に対応した設計資料の策定が、土木施設ごと、要素ごとに、公共事業の各分野を網羅するように図られた2000年代。